

資料としての掲載のため、
以下の箇所等を省いております。
個人情報(氏名・住所・電話番号)
あいさつ・祝辞・寄稿・公募作文
(P1～7, 51, 52, 54～69)

少子高齢化に対応する自治会のあり方

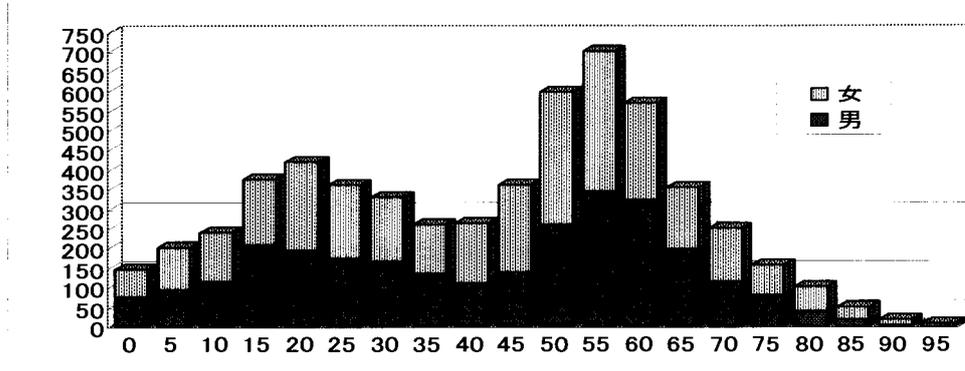
まちの人口構成の変化

市人口統計 八木山校下年齢別人口分布より

現 在

1,892世帯 5,789人

平成16年4月

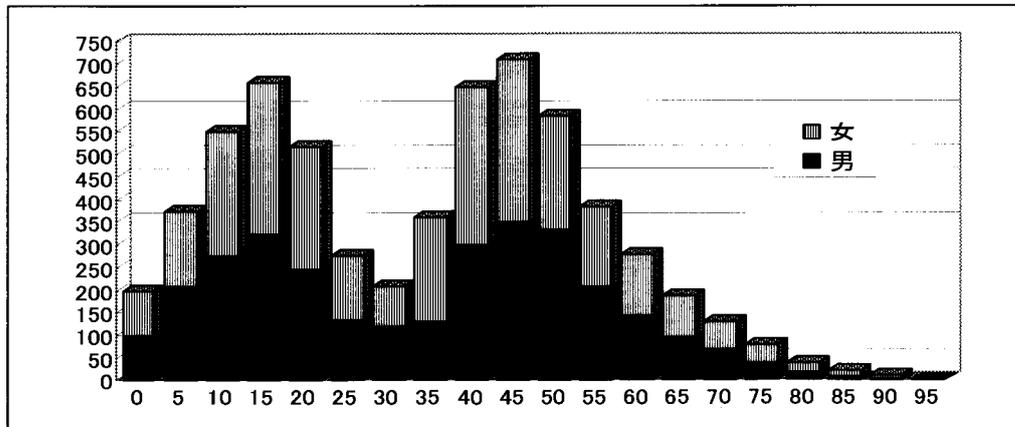


15歳以下	585人 (全体比 10.11%)	男 2,795	女 2,994	合計 5,789人
65歳以上	933人 (全体比 16.12%) 高齢者人口	一世帯当たりの人数	3.10人	

10年前

1,741世帯 6,169人

平成6年4月



15歳以下	1,115人 (全体比 18.07%)	男 3,020	女 3,149	合計 6,169人
65歳以上	400人 (全体比 6.48%) 高齢者人口	一世帯あたりの人数	3.54人	

十年前に比べ、一世帯当たり平均で0.4人少なく、義務教育を受けている15才以下の子ども的人数は約8%も減少し、総人口でも380人減少している。また、逆に65才以上の高齢者人口は533人増加している。子どもと若手の働きざかりの人口が少なくなっており、少子高齢化をはっきり示している。今後もこの傾向が著しく進展する。

組織等諮問委員会の答申

わたしたちのまちが急速に進行している少子高齢化に対応するため、自治会の組織や活動を見直すことが指摘され、平成13年4月の第26回定期総会で組織等諮問委員会の設置が承認された。第1回組織等諮問委員会が4月22日に開催され、統一自治会長から以下の内容について諮問された。

- 入居戸数の増加、会員の年齢構成、家族構成等の変化に対応できる自治会活動全般の根本的な見直し。
- 現行規約、行事、組織等にとらわれることなく、少子高齢化社会に対応可能な自治会のあり方。
- 各単位自治会の自主性を生かす“連邦組織”の可能性。
- 少人数役員体制での効率的な組織形態。
- 主催行事（まちづくり協議会主催を含む）の見直し。
- 地域諸団体と自治会の関連性を明確にする組織。
- 以上の諸事項を規約等に反映させるための規約改正。

これを受け、前段では「今日までの総括」、後段では「少子高齢化に対応できる自治会のあり方」について、延べ10回の審議を重ね、その内容は16ページにわたる答申書にまとめられた。「できるだけスリムな組織、効率的な運営、行事の簡素化を念頭にまとめたので、現役員会で適切な判断をお願いしたい。」と、平成13年10月20日に座長の森塚京志氏より太田勝洋会長に答申書が渡された。

「答申書まとめ・ダイジェスト」より抜粋

- 1 自治会行事の扱いについて
清掃、防災訓練、盆踊りは存続する。まちづくり協議会主催の新春の集い・市民清掃は存続する。夏祭りは条件付き存続、市民運動会は、現行スタイルでは廃止する。
- 2 専門委員会について
4委員会のうち「福祉委員会」のみ残し、他の3専門委員会は廃止する。
- 3 単位自治会の役員・委員体制
会長1名、副会長2名（うち1名は事務局員兼務）、福祉委員1名。統一自治会長を出す単位自治会は、会長代行を1名加える。
- 4 行政関連組織の役職の扱い
社協支部長、体育振興会長は統一自治会長が兼務する。社協、体振、青少年育成の各推進委員は単位自治会副会長が兼務する。
- 5 単位自治会への助成金は、目的意識を明確にするため運営費と改める。自治会基金は、ペイオフの関係で2分割する。緊急災害準備金は、使用目的を住宅火災見舞金に絞る。
- 6 ふれあいセンターの福祉関連への無料開放は慎重にしたい。

自治会規約について

わたしたちのまち「つつじが丘」を明るく住みよいまちにするため住民自治の基本を示した規約は重要です。平成13年度に「組織等諮問委員会」から「少子高齢化に対応できる自治会のあり方」について答申された。これに伴いこれまでの規約も全面見直しされ、平成14年4月7日第27回定期総会で「つつじが丘統一自治会規約改正案」が承認された。この規約改正を受けいままでの規約等も改正され「平成14年4月7日」に「つつじが丘統一自治会規約等全集」としてまとめられ以下の内容で発行された。

- ① つつじが丘統一自治会規約（第1章総則から第12章各種団体）
- ② つつじが丘統一自治会職務分掌規定
(1 統一自治会長から9ふれあいセンター管理人)
- ③ 統一自治会役員選出に関するつつじが丘統一自治会規約附則
(第1条役員選考委員会及び小委員会から第11条準拠規定)
- ④ つつじが丘地区住環境保全基準（第1条目的から第12条準拠規定）
(資料) 建築計画書
- ⑤ 緊急災害準備金の拠出基準（第1条目的から第6条準拠規定）
- ⑥ 住宅火災の見舞金に関する給付基準（第1条目的から第7条準拠規定）
- ⑦ 各種団体の認可基準（第1条団体の目的から第9条準拠規定）
- ⑧ つつじが丘集会所管理運営規則（第1章総則から第4章その他）
- ⑨ つつじが丘ふれあいセンター管理運営規則
(第1章総則から第4章予算、会計処理に関する事項)
別表「つつじが丘ふれあいセンター室別使用料」

この「規約等全集」にまとめられていない規約・規則等

「ボランティアハウス事業「いこいのつつじ」運営規則 高齢者の健康維持、増進や生きがいづくりを支援すると共に、明るく豊かな福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。
平成12年11月2日より施行

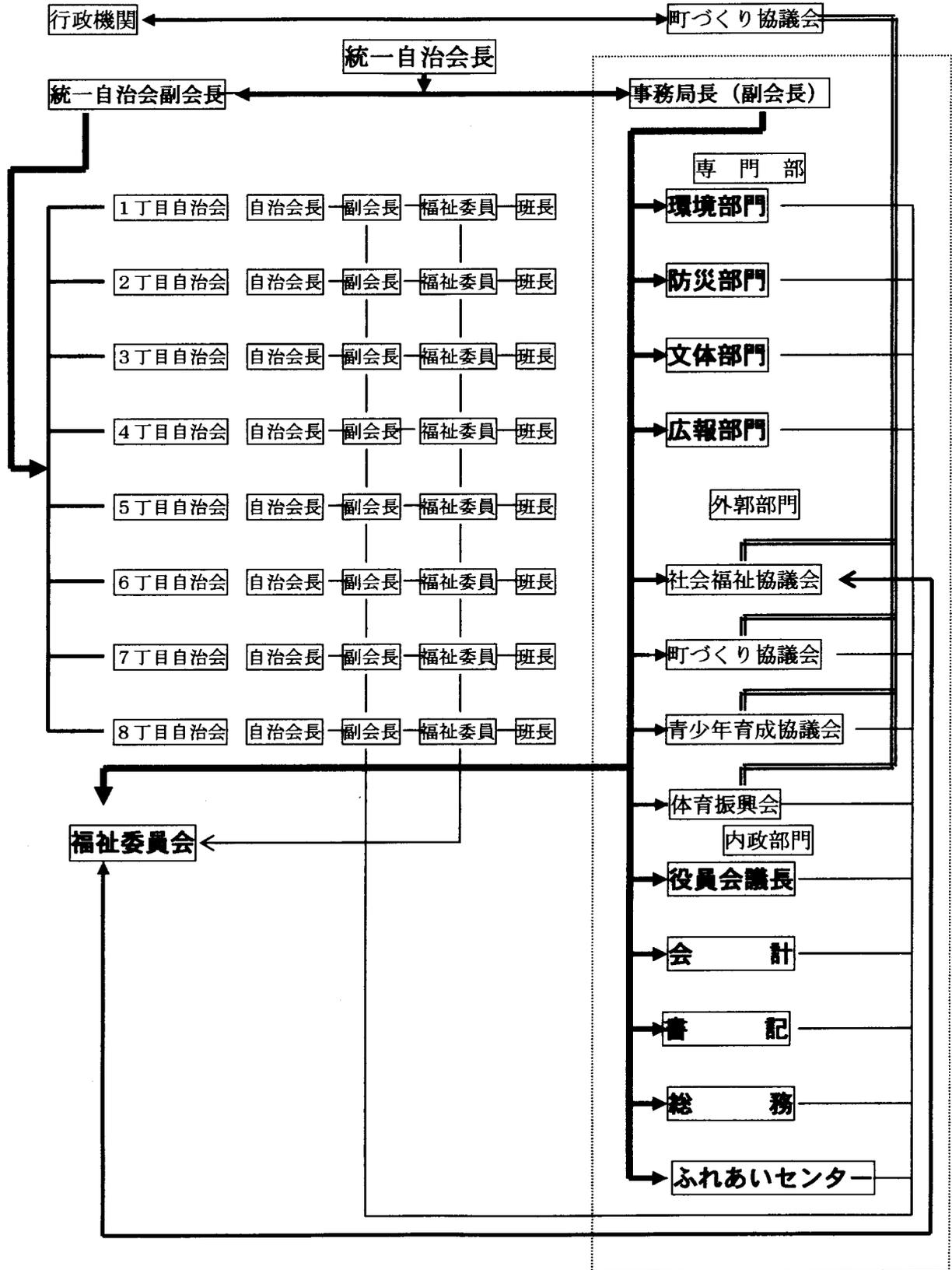
「自治会費徴収基準に関する自治会規約附則」 つつじが丘統一自治会規約第8章第36条第2項を補完するため、一定の会費徴収基準を設定し会員の会費負担の公平化を図ることを目的とする。
平成14年6月1日より施行

「緊急カード運用規定」 会員が災害事故不慮の事態等の発生時に自ら外部と救済措置の連絡がとれない場合に、自治会が緊急措置を講ずることを目的として作成することを明記した。
(添付 緊急カード例) 平成14年6月1日より施行

「車椅子の貸与に関する運営規則」 市福祉協議会より貸与される「車椅子」の運用に関する規定を定め、福祉の推進に寄与する事を目的とする。

(添付 車椅子貸与申込書) 平成14年6月1日より施行

自治会組織図



自治会の仕組み

自治会の組織構成（自治会規約第1章第3章） つつじが丘統一自治会は、8つの独立した単位自治会（各町内）から構成されており、各々の単位自治会が自主的な自治活動を保証され、その連合組織が「つつじが丘統一自治会」となっている。また、行政区画上は、お隣の松が丘連合自治会とつつじが丘統一自治会で「八木山連合自治会」を構成しており、実質的には「八木山まちづくり協議会」として活動している。

自治会の機関及び機能

総会（自治会規約第3章第10条） 自治会の最高決議機関であり、全会員で構成し、自治会活動の主要事項及び役員を承認、決定する。毎年4月に定例総会を開催する。

役員会（自治会規約第4章） 自治会総会で承認された、自治会の事業（防災、環境、文体、福祉等に関する事業）の執行機関で、総会に次ぐ決議機関となる。役員会において、自治会の行う事業執行の全てが審議、決定される。月1回の定例会議を開催する。

役員会の構成員（27名）

統一自治会長（1名）、統一自治会副会長（2名）事務局長（統一自治会副会長兼務）

各単位自治会長（8名）単位自治会長代行（1名）を含む

事務局員（各単位自治会副会長16名がこの職務を分掌）

専門部 環境部門・防災部門・文体部門・広報部門

外郭部門 体育指導員・青少年育成協議会・まちづくり協議会

内政部門 総務・会計・書記・役員会議長・ふれあいセンター管理

福祉委員会委員長 福祉委員会を代表して委員長が役員会の構成員となる。

事務局会議（自治会規約第6章第27条1項） 自治会のシンクタンクとなる機関で、自治会の行う事業計画の企画立案をし、役員会に提案する機能を持っている。専門部門として、環境・防災・文化体育・広報の4専門部がある。

環境部門 つつじが丘周辺の住環境・生活環境の保全及び改善に関する事項、会員の保健衛生に関する事項、住宅地内の緑化対策に関する事項についての活動を行う。

- 団地内清掃、公園清掃、市民清掃
- ゴミステーション（分別ゴミ処理）
- 犬の糞、タバコのポイ捨て
- 空き地の草刈り
- 街路樹の落ち葉対策
- 緑化対策事業（公園緑化等）

防災部門 安全なまちつつじが丘に向け大規模災害への対応を重要課題とする。自治会として自主防災組織の整備・充実や防災備蓄の取り組みを行う。

- 夏の防火訓練・秋の防災訓練の実施
- 防災用品の備蓄
- 防犯灯・消火設備の維持管理
- 違法駐車・迷惑駐車への啓発

文化体育部門 会員相互の親睦と連帯を図るために、会員の健康づくりを支援して文化体育関係行事等の活動を行う。

- 盆踊り ○ 文化的行事（講演会等）
- 夏まつり ○ 八木山健康ウォーク ○ 新春の集い

広報部門 機関誌の編集及び発行とその他必要に応じた広報活動を行う。

- タイムズつつじが丘の発行

福祉委員会 少子高齢化に対応する福祉問題に関する全ての事項についての活動を行い「高齢者にやさしいまちづくり」を推進する。つつじが丘全体の福祉活動に関する事業の企画立案を行う。また、「いこいのつつじ」の運営に関する支援、近隣ケアグループ・民生児童委員との連携活動を行う。

- ボランティアハウス「いこいのつつじ」の運営を支援
- 福祉対策への意識高揚 ○ 近隣ケアグループとの連携 ○ 車いすの貸し出し制度 ○ ちびっこクラブ



ボランティアハウス「いこいのつつじ」

自治会組織の下、ボランティアにより、高齢者等の健康維持、増進や生きがいを支援すると共に、明るく豊かな福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。対象者は、つつじが丘に居住する70才以上の高齢者及び70才未満の独り暮らしの方、或いは障害者で希望する者（高齢者等）で毎週定期的で開催する。自治会が組織するボランティアグループと福祉委員会で構成する。事業内容は以下の通りである。

- ・ 閉じ籠もりや社会的孤立感の解消のために、各種交流の場を設ける。
- ・ 食事の提供や相談等の生活支援をする。
- ・ 体操、日常動作訓練、軽スポーツ等を通じて健康維持、増進に役立つ。
- ・ 趣味、創作活動等の機会を設け、生きがいを支援する。等

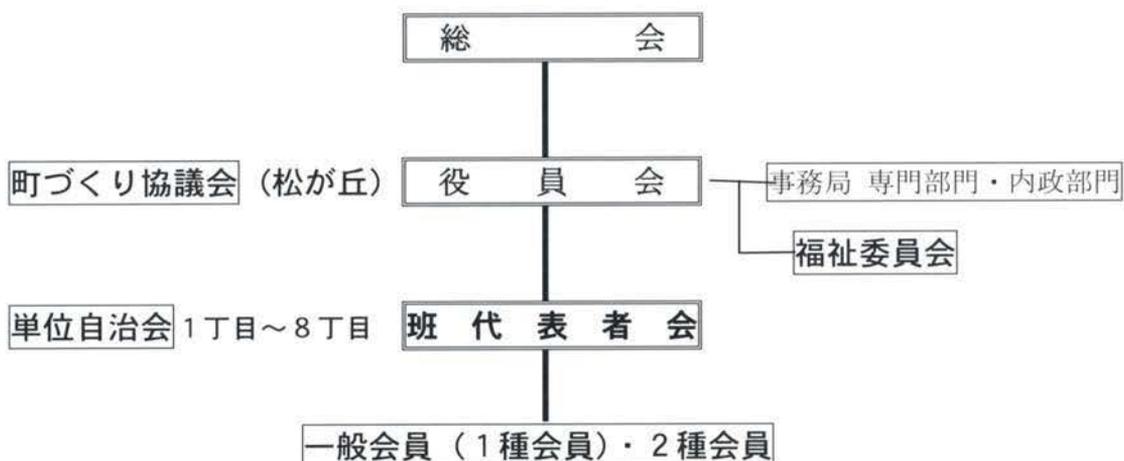
班代表者会議（自治会規約第7章第1項） 班代表者会議（通称：班長会議）は、単位自治会長が月1回定例で会議を招集し、会員の自治活動（自治会事業）に対する意見を班長が意見を集約し班代表者会議に提言する。単位自治会長は、班代表者会議の意見を集約し、役員会に反映させる重要な機能を持つ。統一自治会の民主的な運営の基盤といえる。

また、単位自治会長が役員会での決定事項や報告・連絡事項を伝達し会員に周知徹底を図る場でもある。単位自治会の自主的な活動（事業）については、この班代表者会議で決定する。

緊急連絡カード（自治会規約第1条第5条）

会員が災害、事故、不慮の事態等の発生時に、自ら外部と救済措置の連絡が取れない場合に、自治会が当該緊急連絡カードに記載された連絡先に連絡し緊急措置を講ずる。

自治会の活動



総会 自治会の最高決議機関で、年間活動報告や方針、決算、予算の承認
毎年1回開催（会場）ふれあいセンター

役員会 総会で決定された活動方針、その他の事業計画の決定と執行する機関
月一回開催（会場）つつじが丘集会所



福祉委員会 福祉事業に関する事業計画の企画立案及び年間活動計画の円滑な推進。「いこいのつつじ」の管理・運営、近隣ケアグループとの連携。

お年寄りが安心して暮らせる活動をすすめている。



○ 防災部門

八木山の山火事（昭和53年） 山肌が茶色なる程の山火事。二度の山火事により、住民の防火意識は高揚する。現在の安全なまちづくりにつながっている。



防災に関する活動（住民による消火活動）
街路灯及び消火栓、ホース等の維持管理
（防災担当者による町内の消火栓の点検）



- 環境部門 ゴミ処理、町内清掃（公園清掃・側溝そうじ・ゴミステーションの管理）
保健衛生（害虫、野犬の処理、飼い犬の糞尿等）
団地内の緑化対策等

自主的な活動の広がりにより
まちがきれいになりました。



- 文化体育部門 会員相互の親睦を図る
盆踊り、まちづくり協議会への活動支援

- 広報部門
機関誌 タイムズつつじが丘の発行

自治会の財政

つつじが丘統一自治会の財政については、毎年度の総会に報告されていますので基本的には住民各位周知のことですが、30周年記念誌の発行の機会を捉え、皆様に理解を深めていただくために、若干の内容解説を加え、掲載することにいたしました。

平成15年度総会の会計報告(平成15年は基金準備金が大幅に繰り入れ、取り崩しの行われた年にあたります。)を例にとり、自治会の財政について解説いたします。

つつじが丘統一自治会の会計報告は一般会計と基金準備金会計に区分されています。

(1) 一般会計

平成15年度の一般会計決算報告を費目で要約しますと下表のとおりです。

収入			支出		
費目	金額(円)	構成比率(%)	費目	金額(円)	構成比率(%)
自治会費	6,357,000	62	各自治会運営費	2,114,000	23
自治委員報奨金	668,000		街路灯電気費	1,485,000	
広報誌配布手数料	1,062,000		環境防災文体福祉費	1,067,000	38
分別収集報奨金	319,000		各種団体助成金	897,000	
美しい街づくり推進事業報奨金	191,000	33	事務局関係費	664,000	7
公園清掃報奨金	272,000		集会所運営費	516,000	6
自治会振興交付金	931,000		ふれあいセンター運営費	1,218,000	13
ふれあいセンター使用料	441,000	4	各種準備金繰入れ	965,000	11
雑収入	43,000	0.4	その他	226,000	2
合計	10,284,000	100	合計	9,152,000	100

収入の中で構成比率のもっとも大きい費目は、住民の治める自治会費です。自治会費は自治会規約第35条に定められた第一種会員の納付するものです。現状、一戸あたり月500円とされており、平成15年度では、総額6,357,000円となっており全体の62%を占めています。一戸あたりの月額は55年4月改訂以降、変わっておりません。次に自治委員報奨金、広報誌配布手数料、分別収集報奨金、美しい街づくり推進事業報奨金、公園清掃報奨金、自治会振興交付金等の行政からの報奨金交付金が全体の33%となっており、これらの交付金は、夫々、市役所市民相談課、廃棄物対策課、生涯学習課、水と緑の推進課、市民相談課から交付されており、各自治会の世帯数、その他一定の基準により算出されています。自治委員報奨金については、市の立場からみると自治委員本人への手当てであるわけですが、本自治会においては発足依頼、本自治会の収入源としています。(詳しくは20周年記念誌46ページ参照ください。)

支出では、統一自治会に納められた自治会費から、各単位自治会に運営費として支出全体の23%

(2, 114, 000円)が支出されています。ついで、街路灯、環境・防災・文体・福祉、各種団体助成金など統一自治会全体に関する活動費が、あわせて38%を占めています。次に事務局会関係費7%(664, 000円)、集会所運営費6%(516, 000円)、ふれあいセンター運営費13%(1, 218, 000円)となっています。ただし、ふれあいセンターでは、利用者負担で441, 000円の利用料金収入があり、実質の支出は777, 000円となります。残りは各種準備金繰入11%(965, 000円)、その他2%(226, 000円)です。因みに上記金額構成比はここ数年殆ど変化はありません。

(2) 基金準備金

平成15年度基金準備金の増減残高については下表のとおりです。

(単位円)

基金名	14年度末残高	15年度繰入(増)	15年度取崩(減)	15年度末残高
自治会基金	24,100,000	0	10,000,000 (集会所改修準備金へ) 4,000,000 (福祉関連基金へ)	10,100,000
福祉関連基金	3,635,000	4,000,000 (自治会基金より) 365,000 (一般会計より)	0	8,000,000
集会所改修準備金	2,500,000	300,000 (一般会計より) 10,000,000 (自治会基金より) 5,000,000 (市より助成金)	17,140,000 (集会所改修費)	660,000
緊急災害準備金	6,600,000	0	1,600,000 (緊急災害時資材購入)	5,000,000
ふれあいセンター 修繕準備金	2,300,000	300,000 (一般会計より)	0	2,600,000

自治会基金以外の各種基金準備金については各年度の一般会計の中から繰り入れられたものであり、その使用目的は基金の名称どおりであります。自治会基金については若干の説明が必要と思われます。つつじが丘の住民は入居時開発業者(株)興人との契約に基づき将来自治会を設立し汚水施設並びに街灯施設等の維持管理費を負担するための基金として一定金額を納入した(年次により1万円、2万円、4万円、5万円と異なる)ものであり、後に(株)興人から本自治会に名義変更されたものです。この基金の性格は住民全体の総有物として分割請求権を有しないものとされています。

★まちの行事★

《市民清掃》

毎年7月と11月に行われます。大安寺川、ふれあい農園、各町内の公園等
住民全員でまちを清掃します。



《防災訓練》

夏と秋の年2回実施されます。

平成16年度には東海大地震に備え、炊き出し訓練が行われました。



《盆踊り》

毎年7月に開催される盆踊り。この日はつつじが丘をふるさととする人も参加し、
多くの人で賑わいます。各町内の出店も子ども達に人気です。



《夏まつり》

毎年8月に行われる夏まつり。子どもみこしや大人みこしがまちを練り歩きます。夜は八木山小学校に集まり『炎の祭典』が行われます。



《八木山健康ウォーク》

平成14年度から市民運動会に代わって行われるようになりました。体力に合わせてコースを選び、八木山の秋を楽しむことができます。



《新春の集い（クロスカントリー）》

新年最初に行われる行事です。まちの子どもから大人が触れ合える場となっています。頑張って山登りをした後に食べるお餅や豚汁、どて煮の味は格別です。

